

# きょうどう

2022年6月30日号

NO. 37

経営理念

- 一 納税者の権利を守り、経営と暮らしの発展をめざします。
- 一 憲法を擁護し、民主的・公正な税制と税務行政の確立をめざします。
- 一 地域と共存し、中小事業者と社会の発展に貢献します。



通称「湯舟の堤」

菊池市旭志麓

「2%」か「5%」か！ 大選択の参院選

さて、今回の選挙を「2%」か「5%」かの選択肢とらえて考察してみたいと思います。

「2%」は、日本の軍事費をGDP比2%超へ増額を示す指数です。現在5兆円を超える軍事費を2倍化の11兆円規模へ増額することとなります。先月のバイデン米大統領との日米首脳会談で岸田首相が「相当な増額」を公約しました。この「相当な増額」という表現は「大軍拡」を意味するものに他なりません。「同盟国の中では、GDP比で最も少ない」との非難と圧力で、財源も必要性もありません。とにかく米国の要求に応えるために「2%ありき」で突き進んでいるのが岸田自公政権です。

「5%」は消費税率を5%へ引下げを求める要求です。一昨年の10%への増税は失速していた日本経済の足を引っ張り「景気後退期」に誘い込み、20年初頭からの新型コロナウイルス感染症のパンデミックは追い打ちをかけて中小の事業者に深刻な打撃となっています。さらに今年初から各種の物価高騰が続く、超低金利政策による異常な円安は物価上昇に拍車をかけて家計と営業が悲鳴を上げています。今、中小事業者と国民生活にとって、景気浮揚対策として、普遍的で有効な消費税の減税効果に期待と要望が高まっています。野党（立民・共産・れいわ・社民・無所属）は共同して消費税減税法案を提出して減税を求めています。岸田首相は「消費税は社会保障の財源」の一点張りで減税に耳を貸さずとしません。あろうことか年金の削減、高齢者医療費負担の引き上げなど、負担を増やし給付を減らす社会保障破壊を進めているのが実態です。

大軍拡・軍事費倍増でさらなる増税への道筋となる「2%」か、減税で経営と生活防衛・日本経済の再興を図る「5%」か。10年〜50年を展望した誤りない選択をしたいものです。

社員・税理士 荒尾寿味雄

# 問題が多い「インボイス制度」は中止を！

～多大な設備負担と事務負担が待っている～

## I インボイス制度とは

インボイス制度（適格請求書等保存方式）については、前々回（35号）と前回（36号）の所報「きょうどう」におきまして、制度の概要と問題点について掲載いたしました。今回改めてインボイス制度について考えていきたいと思っております。

### （1）消費税の仕組みとインボイスについて

- ① 消費税は、課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を控除して計算し、その消費税を事業者が納付します。

（現行制度）

現行制度では、課税仕入れ等に係る消費税額を控除するためには、帳簿及び請求書等の保存が要件となっています。

（インボイス制度導入後）

インボイス制度導入後は、課税仕入れ等に係る消費税額を控除するためには、帳簿及びインボイスの保存が要件となります。（注1）

- ② インボイスとは

下記の一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類のことをいいます。（請求書、納品書、領収書、レシート等が該当）

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称</li><li>② <b>登録番号</b></li><li>③ 取引年月日</li><li>④ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）</li><li>⑤ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び<b>適用税率</b></li><li>⑥ <b>税率ごとに区分した消費税額等</b></li><li>⑦ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称</li></ol> |
|--|

インボイスを発行するには、「適格請求書等事業者の登録申請書」を税務署に提出し、「発行事業者」になり税務署から「登録番号」を発行してもらう必要があります。

### （2）タイムスケジュール

- ① インボイスの実施時期

令和5年10月1日からインボイス制度が開始される予定となっています。

- ② 登録申請書の提出期限

インボイス制度開始の令和5年10月1日からインボイスを発行するには、令和5年3月31日までに登録申請書を税務署に提出する必要があります。



## II インボイス制度の問題点（多くの事業者団体が中止又は延期を求めています）

### （1）インボイス発行事業者（登録事業者）は全て課税事業者に

インボイスの発行事業者（登録事業者）になれば、今まで申告及び納付が免除されていた免税事業者も課税事業者とならなければなりません。

売上が1000万円未満の零細事業者が新たに消費税の課税事業者になることとなります。フリーランスやシルバー人材センターなど影響を受ける人は、1000万人に及ぶとも言われています。

### （2）登録をしなければ取引に制約が！

免税事業者が登録をしなければ、取引先から契約の解除を求められたり、消費税相当額の値引きを求められることが予想されます。

すでに、一部の業界では、下請け企業に対しインボイス発行事業者の登録申請を行うよう要請がはじまっています。

### （3）多大な設備負担と事務負担が待っている

免税事業者はもとより既存の課税事業者も、インボイス導入に向けて、レジや会計システムの改修や導入が必要となります。

そして、インボイス制度導入後は、課税仕入れをするために、取引の都度、請求書等がインボイスかどうかの確認とインボイスに記載された消費税額の確認を行わなければなりません。

### （4）中止又は延期を求める声上がる！

南九州税理士会も「令和5年度税制改正に関する意見書」において「制度の導入には事業者には多大な事務負担と設備改修によるコスト負担をかけ、国においても多額の行政コストが生じることになる。また、現行の複数税率への対応については、区分請求書等保存方式で充分である。したがって、適格請求書等保存方式の導入は見送るべきである。」と要望しています。

この他にも多くの事業団体や地方公共団体が廃止又は延期の声をあげています。

## III インボイスは廃止し消費税は減税を！

以上、インボイス制度の概要とその問題点を見てきました。そもそも消費税は、低所得者ほど負担が重い逆進性など問題の多い税制です。それに加えてのインボイス制度導入で、消費税が中小事業者の事業を圧迫することになります。

ロシアによるウクライナへの侵攻を受け物価上昇が起こっています。そこに日本では、アベノミクスにより物価上昇に拍車がかかっています。物価上昇の一番の対策は消費税の減税です。インボイスの導入は中止し、消費税減税の実施が強く求められます。

7月10日投開票の参議院選挙が行われます。各党の主張を良く見ていく必要があります。

（注1）経過措置として、免税事業者からの課税仕入れについては、令和5年10月1日～令和8年9月30日までは80%相当額を、令和8年10月1日～令和11年9月30日までは50%相当額の仕入税額控除が認められます。

# コロナ不況に悪戦苦闘

～給付金でひと息、続く消費税減少～

【所得税 表①】 ○数字は表①の事業区分に対応

- ① 「奮起」して何とか前年比 100%を維持したものの、前年の落ち込みの回復にはならなかった。所得・税額は大幅な減。体力が落ちて苦しい。
- ② 総体的に苦しい中で建設業の落ち込みが大。一部には売上げ・所得を上伸ばして健闘している者もある。農林業では前年業況回復の兆しがあったが継続できなかった。業況改善で収益増加した者の効果で税額が大幅に増えた。
- ③ 前年大きく落ち込んだ売上げを一定回復して、赤字を脱却した者も。所得増で税額は一挙に倍増に。とはいえ業況改善・回復とは言えず、持続化給付金や時短・休業協力金等の受益効果。消費税の課税標準・税額共に大幅な落ち込みが実態を語っている。サービス業は低落から脱却できず苦戦。
- ④ 前年の落ち込みを若干回復して前年比プラスに。

【消費税 表①】

消費が回復せず業況低迷を反映して前年割れの状況。前年(令和2年分)は10%への増税効果でやっと前年比99%だったのが、今年は前年比94%と大きく落ち込んだ。1人あたりの納税額の減少にも歯止めがかからない。税率UPの増税によって消費の減退、消費不況の状況を示している。

① 【所得税・消費税申告状況の前年対比】

(R3/R2 %)

【一人当たり納税額】(円)

事業区分	申告所得税 (%)				消費税 (%)			所得税	R3年分	R2年分	
	件数	事業収入	事業所得	税額	件数	課税標準	税額				
①卸小売業	26	100	78	74	11	96	96	青	152,800	143,100	
②建設・農林・製造業	193	81	96	108	101	101	95	白	346,200	288,600	
③飲食・サービス業	120	100	117	138	23	87	87	平均	231,400	202,200	
④不動産業	104	103	101	118	2	104	103	(100円未満切り捨て)			
合計	443	87	100	114	137	99	94	消費税	R3年分	R2年分	
青白別	青色申告者	263	85	101	107	116	101	96	青	653,000	682,800
	白色申告者	180	93	98	120	21	86	83	白	404,600	489,500
									平均	614,900	653,200

(100円未満切り捨て)



【表⑧】 所得税／今年は前年より増加した(227,000円→231,000円)。前年対比でも100%超となっている。消費税／一人当たりの税額は年々減少している。前年対比でも各年前年割れである。白色申告者の落差が激しい。この傾向は「消費不況・景気悪化」を如実に表している。

⑧【一人当たり納税額の推移(総平均)＝申告年別】 (円)

	申告年分	件数	H30	R 1	R 2	R 3	前年対比
所得税	令和1年	432	308,900	271,500			88%
	令和2年	418		213,600	227,000		106%
	令和3年	443			202,200	231,400	114%
消費税	令和1年	137	781,400	687,200			88%
	令和2年	136		675,500	623,700		92%
	令和3年	137			653,200	614,900	94%

## 第93回メーデー

「働くものの団結で生活と権利を守り、  
平和と民主主義、中立の日本をめざそう」

2022年5月1日(日) 熊本市「高橋公園」

新型コロナ流行の影響で3年ぶりに通常開催となった、熊本中央メーデーに職員7名が参加。熊本県労連に結集する様々な職場の仲間たちや市民団体、個人が「労働者の祭典」に結集しました。

「ロシアはウクライナ侵略をすぐにやめよ」「消費税減税の実現」「インボイス導入反対」「不公平税制の是正」「大企業の内部留保還元」などのスローガンが掲げられた集会はマスコミの取材もあるなか会場の高橋公園から下通をパレードしました。散会後は感染防止に配慮しながら懇親会、意見交換を行いました。





## ～節税・セーフティ商品案内～

貴方の事業が健全経営でも「取引先の倒産」という事態はいつ起こるかもしれません。そのような不測の事態に直面した時に役に立ち、節税対策としても有効な共済制度をご紹介します。

### 経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）

毎月 5,000 円～200,000 円までの掛金を積み立て（掛金総額 800 万円まで）取引先が倒産した場合、掛金の 10 倍の範囲内で共済金の「貸付け」が受けられる制度です。

#### ◆制度の特色

1. 安心・確実な国（独立行政法人 中小企業基盤整備機構）の共済制度です。
2. **最高 8,000 万円**の共済金の貸付けが受けられます。
3. 共済金の貸付けは**無担保・無保証人**です。
4. 掛金は**税法上、経費または損金に算入**できます。  
※年度末に向こう1年分の前払いが可能で、決算対策に利用できます。
5. **一時貸付金制度**も利用できます。
6. 貸付を受けなければ、掛金が戻ります。  
(1年以上の納付で 80%、40 カ月以上 100%)

パンフレット等  
有り  
ます  
ので、  
詳細に  
つきま  
しては  
担当  
者にお  
尋ねく  
ださい。

共同経理では、専門の税務については勿論、皆さんの身の回りで起きた困り事や悩み事に対するご相談に応じてお役に立ちたいと願っています。「大変」にならない前に、お気軽にご相談にお出で下さい。

#### ◎ 生活相談にも応じます

皆さまの日常生活の面での困り事や悩み事について、ご相談に応じています。特別な調査等で日時や費用がかかる場合以外は無料です。また必要に応じて弁護士や専門家のご紹介を致します。

#### ◎ 相続・贈与は事前のご相談を

相続や贈与といった親族間の財産の移転に関する事項は、事後的なご相談が殆どで、場合によっては親族間の争い-「争族」になったり、納税面での大きな負担になったりします。

事前に対策することによって、無用の争いを避け、経済的な負担を軽減することが可能です。ご相談に対応して、最良の対策をご提案することが出来ます。不動産の売買や名義の変更などの際にも、事前にお気軽にご相談下さい。

#### 税務スケジュール

- 7月15日(金)  
\* 所得税の予定納税額の減額申請期限
- 8月1日(月)  
\* 5月決算法人の確定申告期限
- 8月31日(水)  
\* 6月決算法人の確定申告期限  
\* 個人事業者4年分の消費税・地方消費税の中間申告期限
- 9月30日(金)  
\* 7月決算法人の確定申告期限
- 10月31日(月)  
\* 8月決算法人の確定申告期限
- 11月15日(金)  
\* 所得税の予定納税額の減額申請期限
- 11月30日(水)  
\* 9月決算法人の確定申告期限  
\* 所得税の予定納税額の納付期限  
(第2期分)



お盆休 8月15日(月)

#### ※無料法律相談のご案内

毎月 10 日（土・日・祝日は前後します）に弁護士による法律相談を受け付けています。ご希望の方は事前の予約をお願い致します。

今後の日程は、8月10日(水)・9月9日(金)・10月7日(金)  
11月10日(木)・12月9日(金) となっております。

《受付：12時30分から 相談開始：13時から》

\*お知り合いでお困りの方へもお知らせ下さい。

#### 【編集と発行】

税理士法人 第一経営共同経理  
〒861-1305 菊池市北宮 317-15  
TEL 0968(25)1036  
FAX 0968(24)5266

URL: <http://kyoudokeiri-tax.com>

参考にさせていただきますので、  
所報「きょうどう」に対する、ご意見  
やご要望をお聞かせください。